

東郷町子ども条例(案)修正内容等

【全般】

※網掛けは「原案どおり」としたものの

	意見内容	修正内容等	備考
—	この条例は、何歳ぐらいの子どもから読ませるか、知ってもらふ、あるいは理解してもらふことを前提に制定するのか。	中学生を想定し、条文を作成しています。	
—	学校現場の意見を聞く必要があると思うが行っているか、意見は反映されているか。	10月に条例案及び逐条解説を各学校に配布し、意見聴取を行いました。意見はありませんでした。また、策定検討委員会には、小中学校長会の代表が参画しています。	

【前文】

	意見内容	修正内容等	備考
前文	<p>○2段落目「子どもは、まだ一人では生きていけず～」と3段落目「子どもは、生まれる前から」の双方に「支えられ」があり、意味合いがダブっているように感じる。</p> <p>○2段落と3段落の順を逆にしたうえで1つにまとめたほうが良いのでは。「生まれる前から」を削除するほうが良いのでは。</p> <p>○「地域の人たち、先生」という順序のほうがしっくりくる。やはり、地域の人たちに守られ、教えられ、育てられることが優先されるべきではないか。</p> <p>○第2条（育ち学ぶ施設の関係者）の規定からすれば、「先生」は少なくとも「先生達」では。</p> <p>○逆説的に言えば「夢や希望」は、生まれる前から愛され、支えられ、育てられなければ“持てない”ということか。</p>	「子どもは、生まれる前から家族や地域の人たちから愛され、大切にされて生まれ、地域社会全体で温かく見守られながら、心身ともに健やかに育てられなければなりません。子どもは、まだ一人では生きていけず、親や友達、地域の人たち、先生たちの支えがあってこそ幸せに暮らし、成長することができるのです。」に修正します。	
前文	4段落目「条件となります」とあるが、「条件です」と言い切ってはどうか。	ご意見のとおり修正します。	
前文	<p>○第3章に「子どもの権利を保障する大人の責務」、第4章に「子どもが健やかに成長することができるまちづくり」が定められているが、前文では触れていないので記述が必要ではないか。</p> <p>○前文の規定内容が弱いように感じる。</p>	「大人は、子どもの権利を大切に、子どもが夢や希望を持って幸せに生きていくことができるよう、子どもとともに考え、支えていく責任があります。それによって子どもは、自ら考え、責任を持って行動できる大人へと育っていきます。」を追加します。	

【第1章】

条	意見内容	修正内容等	
2	「地域住民」の定義について、「人」以外の「事業者・団体」も含まれているため、「地域住民等」の方がよいのではないか。	自治基本条例においては、「事業者・団体」を含め「町民」と定義していることから、本条例においても「等」を使わず、原案どおりとします。	
2	<p>○「地域住民」の定義について、町内に住む人が前提と読み取れるので表現に工夫がほしい。</p> <p>○第1号（地域住民）と第6号（事業者）の表現が自治基本条例と少し違う。第1号を「活動する人並びに町内で事業を行う人及び・・・」と、第6号を「地域住民のうち、町内で事業を行う人・・・」としては。</p>	第1号（地域住民）の定義を「町内に住む人、町内で学ぶ人、町内で働く人、町内で活動する人、町内で事業を行う人（以下「事業者」といいます。）及び町内で活動する団体」に修正します。なお、第6号（事業者の定義）を削除します。	

条	意見内容	修正内容等	備考
2	地域住民のみ定義があるが、3つの言葉（地域の人たち、地域社会、地域住民）の使い分けはできているか。	前文では、子どもの目線から身近な表現とし、「地域の人たち」としています。第2条の定義では、「地域住民」を定義することで、子どもと大人の定義に繋げています。「地域社会」については、人との使い分けをしています。	
2	第3号（大人）と第4号（保護者）の順序が逆のような気がする。大人を前に規定するのは何故か。（第9条・10条も同様）	「大人」は、子ども以外の人であり、保護者や施設関係者、事業者も含んだ包括的な定義なので、大人を前に規定しています。	
2	第4号（保護者）の定義について、「親又は里親その他親に代わって・・・」という表現が他団体では一般的ではないか。	「親に代わって子どもを養育する人」に里親も含まれるため、原案どおりとします。	
2	第5号（施設関係者）の定義について、「学校、保育所、幼稚園、児童館」ではなく、「学校、幼稚園、保育所、児童館」ではないか。	ご意見のとおり修正します。	

【第2章】

条	意見内容	修正内容等	備考
目次	第2章「子どもの大切な権利～」と第3章「子どもの権利～」の使い分けの意味は。	条文も含めて、通常では単に「子どもの権利」と表現するところですが、第2章では、この条例のメインである子どもの権利を特に強調する意味で、「大切な」を追加しています。	
4	「いじめ及び犯罪」→「いじめや犯罪」	ご意見のとおり修正します。	
4	第9条第3項では、「虐待、暴力、体罰、いじめ、差別等」と規定している。第4条で「差別」を先に規定し、それ以外を後に規定した理由は何か。	第9条の並びにあわせ、第7号と第8号を入れ替えます。	
5	「スポーツ及び社会体験」→「スポーツや社会体験」	ご意見のとおり修正します。	
5	「休息し、遊ぶこと」→「休息することや遊ぶこと」	ご意見のとおり修正します。	
5	第6号にだけ「子どもの」が入っています。	「子どもの」を削除します。	
6	「自分の考えを自由に持ち、自由に表現」の「自由」を削除する。勝手に自由を拡大解釈し過度な自由を主張されると学校の規則等と合わず、教育や事業所の現場に混乱を招く恐れがあるのでは。	「自由」の重複感をなくすため、「自分の考えを自由に持ち、表現・・・」に修正します。	
6	「自分に関係すること」では分かりにくい。ある程度具体的な表現が必要では。	「自分に関わる場に（主体的に参加するために・・・）」に修正します。	
7	「仲間を作り、集まり、主体的な活動ができ～」の具体的なイメージができない。中には認めがたい活動もあると思う。	「適切な支援」を「適切な助言や支援」に修正します。なお、すべてのものを認めるのではなく、解説に記載のとおり一定の制約を設けています。	
7	「仲間」が突然、条例本文に出てきた。前文の“友達”との違いが分からなくなった。明確にしておく必要があるのではないか。	「友達」よりも「仲間」の方が広い意味ですが、一般的な解釈で理解できると考えます。	
8	「他の子ども」とあるが、“た”と読まれたくないので、「ほかの子ども」とする方が、適当と解する。	法規ルール上の常用漢字を使用し、原案どおりとします。	
8	「身につける」は、他では「身に付ける」となっている。	ご意見のとおり「身に付ける」に修正します。	
8	「知らないふりをしないよう～」は「見逃さないよう」に修正してはどうか。	原案どおりとします。	

【第3章】

条	意見内容	修正内容等	備考
9	見出しで、なぜ「共通の」とされているのかご教示願いたい。	「大人の共通の責務」としているのは、大人は、条例第2条第3号で「地域住民のうち、子ども以外の人」をいい、保護者、育ち学ぶ施設の関係者、事業者などの大人を含んでいることから、「共通」という文言を使用しています。	
9・10	8条の子どもと9条の大人を対比していると思うが、子どもの権利保障の第1責任者は保護者、次の責任者は広く大人であるため、第9条と10条は順が逆のほうが良いのでは。	第2条（定義）と同様に、「大人」は、子ども以外の人であり、保護者や施設関係者、事業者も含んだ包括的な定義なので、大人を前に規定しています。（保護者は9条と10条、施設関係者は9条と11条、事業者は9条と11条に責務があります。）	
9	「犯罪」についてはどうするのか。犯罪に対する大人や地域の責務が見えないような気がする。	「差別等」を「犯罪や差別」に修正します。	
9	「知らないふりをしないよう～」は「見逃さないよう」に修正してはどうか。	原案どおりとします。	
10	「子どもの年齢や発達段階に応じて、適切に子どもを援助し～」について、例えば発達障がいの子どもへの関わり方などを明らかにすべきではないか。	「子どもの年齢や発達段階」には、発達の度合い、発達障がい、心や体の障がいなども含んでいます。解説で補足します。	
10	「保護者は、～子どもを育てなければなりません。」について、「育てる」を「教育する」に置き換えてはどうか。	全体を通じ、「育てる」という表現としているため、原案どおりとします。	
10	この条例は、小学校低学年以下には難しいと解する。となれば、保護者の責務に、第8条（子どもの責務）の内容を“教える”という規定があってもよいのではないか。	第3項として、「保護者は、子どもに対し、第8条に規定する子どもの責務を理解させるよう努めなければなりません。」を追加します。	
12	「事業者は、従業員の家庭が子どもを～」について、従業員の家庭に責務を負うことは無理だと思われるので「事業者は、従業員が家庭で子どもを～」に修正したほうが良い。	ご意見のとおり「従業員が家庭で子どもを・・・」に修正します。	
12	「子育てしやすい職場環境に配慮しなければなりません。」について、義務規定ではなく、努力規定「子育てしやすい職場環境の配慮に努めること」のほうが良いと思う。	「配慮」自体が「心配りや心遣い」の意であり、実質的な義務規定とは趣旨を異にしているため、原案どおりとします。	
12	事業者の責務に、「町の施策に対し、協力するよう努める」を加えてはどうか。交通安全運動とか、子ども110番などが考えられる。	第2項に「事業者は、町が実施する子どもに関する施策に協力するよう努めなければなりません。」を追加します。	
13	第1項では、町の責務を果たす場合に地域住民との協働が条件となっている。地域住民との協働以外に、町だけで行う場合や、関係機関と協力する場合等色々なケースが想定されると思うので、「地域住民と協働し」を削除する。	すべての施策において地域住民との協働により施策を実施するわけではありませんが、それぞれの特性や役割を尊重した上で、可能な限り相互に連携、協力していくという考え方のため、原案どおりとします。	
13	「、子ども、大人」を削除する。子どもに対し責務を果たす支援は不要では。大人にどのようにして支援するか。保護者、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者への支援と大人への支援は性格が異なると思う。	学校等での教育、責務の周知啓発や相談など、子どもや大人も支援対象となりうると考えます。	

【第4章】

条	意見内容	修正内容等	備考
14	「関係機関」が突然出てくる。解説を読めば分かるが、「愛知県中央児童・障害者相談センターなど関係機関」としてはどうか。	権利侵害の内容により関係機関は異なるため、原案どおりとします。	
15	「町や関係機関に」について全体的にこの条例の中で「や」という表現は通常「及び（英語のand）」に該当する表現が多いと思う。ここの「や」についても「及び（英語のand）」であり、「又は（英語のor）」ではないということの良いのか。	「又は（英語のor）」の意であり、「町又は関係機関」に修正します。	
15	「直ちに町や関係機関」について、町は関係機関ではないとのことだが、町は積極的に関係していくのではないということか。	できる限り早く通報することが第一であり、通報者が通報しようとする時間帯も含め、一番通報しやすい機関に通報することが重要です。	
15	「虐待」のみを取り上げて、その取組について規定している。その他の行為（暴力、体罰、いじめ、差別等）について、何らかの取組を規定する必要があると考える。	「虐待等」に修正します。	
16	第3項（特別な支援が必要な子ども・家庭への支援）について、条例施行時に体制は整備されているか。	現施策でも、遺児手当の支給や保育園への優先入所、療育支援、カンガルー教室、特別支援学級、ハートフル東郷などによる支援を行っています。	
17	子どもの安全安心を守る活動で、本町では犯罪被害以外に、交通安全の立ち番やスクールガードの活動が盛んなため、交通事故から子どもを守る取組を記載しては。「犯罪」を「犯罪等」とする。	ご意見のとおり「犯罪等」に修正します。	
17	第1項「必要な取組を実施します。」について、他の条文では、「必要な取組を行います。」となっているので統一をしたほうが良い	「必要な取組を行います。」に修正します。	
17	第2項について、支援対象が誰か不明である。	「公共施設等の整備や必要な取組を行います。」に修正します。	
17・18	「安全で安心して暮らす」と「安全で安心して過ごす」どちらかの表現にしてはどうか。	「過ごす」は、その時間を送っている意味であるのに対し、「暮らす」は、日々の生活をしながらその時間を生きているという意味であるため使い分けます。	
18	○「町は、地域住民や仲間と」→「町は、子どもが地域住民や仲間と」 ○「仲間」が「地域住民」の次に規定されているが、「地域住民」が先に規定される理由は。	子どもにとって、より身近な主体から順に規定することとし、「町は、子どもが仲間や地域住民と・・・」に修正します。	
18	第2項「仲間」の言葉の趣旨は分かるが、少し違和感を感じる。条例らしい表現はないか。	原案どおりとし、解説で補足します。	
18	第2項「～場や機会の確保」を「～場や機会の提供」としてはどうか。	まずは、場や機会の確保に努めるものであるため原案どおりとします。解説を修正し、統一します。	
19	「機会の充実」とあるが、「機会の確保」としてはどうか。「充実」では弱い。	ご意見のとおり「機会の確保」に修正します。	

条	意見内容	修正内容等	備考
—	他団体の条例では、「権利擁護委員」や「権利擁護委員会」の設置が規定されているが、本町でもこうした組織は必要ではないか。	ご意見の組織を設置している団体は多いと認識しています。先進団体の状況を調査した結果、通常の相談体制の中で対応しており、組織の形骸化が見られる状況でした。このため、本町においては、事案への即応性も考慮し、既存組織を活用した通常の相談体制等の中で対応できると判断し、新たな組織を設置しないこととしました。ただし、特に専門的見地からの対応が必要な場合は、その事案に応じた第三者委員会を立ち上げ対処していきたいと考えています。	